

## グループ森林におけるモニタリングの実施について

グループマネージャーおよびグループメンバーは、F S Cの原則および規準を遵守し計画的かつ適切な森林管理を進め、木材の生産販売を適切に管理するため、グループマネージャーおよびグループメンバーによるモニタリングを継続的に実施する。

### ◆ モニタリングの実施および報告

1. F S Cの原則および規準、「おわせ森林管理協議部会グループ環境方針」「おわせ森林管理協議部会グループ環境方針の具体例」「各作業の環境的取り扱い」に基づき、別紙様式 1 1「グループ森林モニタリングチェックリスト」によりモニタリングを実施する。
2. モニタリングの回数は年 1 回以上とする。特に環境や景観の変化が生じる箇所については重点的、継続的に実施する。
3. モニタリングの結果は各自が保管し、グループメンバー会議においてグループマネージャーに報告する。
4. グループマネージャーは、グループメンバーからの報告を受け、自らが行う日常の巡視と合わせ、グループ森林管理、木材生産および販売にいたる全般について継続的にモニタリングを行い、その結果を保管するとともに、グループメンバー会議においてグループメンバーに報告する。

### ◆ 結果の協議と対応

1. グループメンバー会議において報告されたモニタリングの結果について、メンバーで協議しグループ森林の適切な管理に役立てる。
2. 協議の結果、要改善事項が認められた場合は、その対応について検討し改善策を講じる。
3. グループマネージャーは、前項の要改善事項が認められた場合は、グループ森林管理規定第 1 5 条（改善要求通告）に従い、グループメンバーに対して改善を要求する。
4. 改善要求通告を受けたグループメンバーは、グループ森林管理規定第 1 6 条（改善計画および結果報告）に従い、改善を実施しその結果をグループマネージャーに報告する。
5. グループマネージャーは、モニタリングおよび改善の結果を、F S Cの年次監査の際に認証機関に報告する。

- ◆ おわせ森林管理協議部会は、3 ヶ月毎に開催するものとする。モニタリングについては、会を利用して共有するものとする。

## グループ森林モニタリングチェックリスト①

### ◆ F S Cの原則および規準についてのチェック

- 原則 1 法律や国際的な取り決めや F S Cの原則を守っている  
 良  否  
対応：
- 原則 2 森林を所有する権利や利用する権利が明確になっている  
 良  否  
対応：
- 原則 3 先住民の伝統的な権利を尊重している  
 良  否  
対応：
- 原則 4 森林の周辺で生活する人や森林で働く人に十分な配慮をしている  
 良  否  
対応：
- 原則 5 豊かな収穫があり、様々な利用がなされ、地域からも愛され利用される森林である  
 良  否  
対応：
- 原則 6 多くの生物がすむ豊かな森林である  
 良  否  
対応：
- 原則 7 調査した情報を基に計画を作りきちんと実行している  
 良  否  
対応：
- 原則 8 適切に森林を管理しているかどうかを定期的にチェックしている  
 良  否  
対応：
- 原則 9 保護すべき貴重な森林を守り育てている  
 良  否  
対応：
- 原則 10 植林により人工的な森林を作るときは十分な配慮をする  
 良  否  
対応：

## グループ森林モニタリングチェックリスト②

### ◆ 環境方針についてのチェック

1. 生物多様性の確保

良       否

対応：

2. 土地利用の効率化

良       否

対応：

3. 木材の効率的利用

良       否

対応：

4. 土壌浸食の防止

良       否

対応：

5. 森林の健全性の確保

良       否

対応：

6. 化学薬品の取り扱い

良       否

対応：

7. 森林被害への対応

良       否

対応：

8. 森林内の事業の事前評価および完了時の確認

良       否

対応：

9. グループ関係者以外の森林利用

良       否

対応：

